公　告

鳥取市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で定める鳥取市訪問型短期集中予防サービス、鳥取市通所型短期集中予防サービス並びに鳥取市短期集中予防サービスに係るアセスメント及びモニタリング業務（以下、総称して「短期集中予防サービス」という。）について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

　　令和６年１２月２７日

鳥取市長　深　澤　義　彦

**１　業務概要**

**（１）業務名**

鳥取市短期集中予防サービス（以下「本業務」という。）

**（２）業務内容**

本業務は、日常生活行為に支障がある者に対し、生活機能向上を目的に、リハビリテーション専門職が短期間かつ集中的に運動機能向上のプログラムを提供し、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう支援するもの。詳細は、別に定める「鳥取市訪問型短期集中予防サービス仕様書」、「鳥取市通所型短期集中予防サービス仕様書」及び「鳥取市短期集中予防サービスに係るアセスメント及びモニタリング業務実施仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

**（３）業務履行期間**

契約締結の日から令和８年３月３１日まで

**（４）提案上限額**

　　鳥取市訪問型短期集中予防サービス　１人１回あたり　　　　　　　８，６００円

　　鳥取市通所型短期集中予防サービス　１人１回あたり　送迎あり　　５，５００円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　送迎・片道　５，１００円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　送迎なし　　４，７００円

　　鳥取市短期集中予防サービス終了後モニタリング　１人１回あたり　７，０００円

**２　参加資格要件**

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、参加申込の提出日時点で、次のすべての要件を満たすものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当

しないこと。

（２）法人格を有し、短期集中予防サービス業務を理解し、この業務の実施が可能な事業者であり、業務委託契約の締結が可能であること。

（３）鳥取市内において、理学療法士又は作業療法士の資格を有する従事者を有し、実施するサービスに応じて次の要件を満たしていること。

ア　鳥取市訪問型短期集中予防サービス

訪問看護又は訪問リハビリテーションのいずれかの指定を受け、現に事業を実施していること。または、他自治体で本業務の実績があること。

イ　鳥取市通所型短期集中予防サービス

通所介護、地域密着型通所介護又は通所リハビリテーションのいずれかの指定を受け、現に事業を実施していること。または、他自治体で本業務の実績があること。

（４）法人市民税の滞納がないこと。

（５）本業務の提案募集を公告した日から参加申込提出期限までに、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成２５年４月１日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

（７）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

（８）暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないこと。

（９）労働関係法令に違反し、官公署から摘発、勧告等を受けていないこと。

**３　実施要領等の交付**

鳥取市短期集中予防サービス業務委託提案募集実施要領（以下「実施要領」という。）、仕様書等は、鳥取市公式ウェブサイトに掲載する。市役所窓口での配布は行わない。

**４　スケジュール（予定）**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 日程 |
| 実施要領の公告 | 令和６年１２月２７日（金） |
| 質問受付期限 | 令和７年１月９日（木）午後５時（必着） |
| 質問回答期日 | 令和７年１月１４日（火）正午 |
| 参加申込提出期限 | 令和７年１月１７日（金）午後５時（必着） |
| 資格要件審査結果通知発送日、  プレゼンテーション実施通知発送 | 令和７年１月２４日（金） |
| 企画提案書提出期限 | 令和７年１月３１日（金）午後５時（必着） |
| プレゼンテーション | 令和７年２月６日（木） |
| 選定結果の公表 | 令和７年２月１３日（木） |
| 契約締結 | 令和７年４月１日（火）- |

**５　質問受付及び質問回答**

　　本業務に関する質問の受付及び回答については下記のとおりとする。

**（１）質問受付**

　　　ア　受付期限　令和７年１月９日（木）午後５時（必着）

　　　イ　受付場所　８の事務局

ウ　受付方法　電子メールによる質問書（様式第３号）の提出とする。

**（２）質問回答**

　　　ア　回答期日　令和７年１月１４日（火）正午

　　　イ　回答方法　鳥取市公式ウェブサイトにて公表

（個別回答は行わない。）

**６　参加申込**

　　本業務公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加申込をするものとする。

**（１）必要書類**

ア　応募申請書（様式第１号）

イ　現在行っているその他事業を説明する書類等（チラシ、パンフレット等）、　本業務を他の自治体で行っている場合は契約書及び仕様書の写し

ウ　令和６年４月１日以降に発行された法人登記簿謄本・滞納なし証明書の写し

エ　事業所の平面図（設計平面図、任意様式）

併設事業所がある場合は、各事業等の範囲を色分けなどで図示すること。

**（２）記載上の留意点**

　　　ア　資格等を記載した場合は、それを証する資格者証等の写しを添付すること。

　　　イ　提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

　　　ウ　様式規格は、Ａ４規格・縦のみとし、Ａ３規格の折り込みは不可とする。

　　　エ　文字サイズは１１ｐｔ以上とする。

**（３）提出期限等**

ア　提出期限　令和７年１月１７日（金）午後５時（必着）

イ　提出場所　８の事務局

ウ　提出部数　２部（１部を正本とし、副本１部は複写で可とする。）

エ　提出方法　持参又は郵送

　　　　　　　　　　郵送による提出の場合は書留にて提出期限までに必着のこととし、持参による提出の場合は提出期限までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第２号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までに限り受け付ける。

**（４）参加資格要件の審査結果通知及びプレゼンテーション実施通知**

参加申込を行ったものについて参加資格要件の審査を行い、審査の結果を次のとおり通知する。また参加資格要件を満たすものについては、あわせて、プレゼンテーション実施通知も送付する。

　　　ア　通知発送日　令和７年１月２４日（金）

　　　イ　通知方法 　文書にて通知

**（５）参加の辞退**

　　　参加を辞退する場合は、次のとおり参加辞退届を提出すること。

　　　ア　提出書類　参加辞退届（様式第４号）

　　　イ　提出期限　令和７年１月３１日（金）午後５時（必着）

　　　ウ　提出場所　８の事務局

　　　エ　提出部数　１部

　　　オ　提出方法　（３）のエと同じ。

**７　企画提案書等の提出**

　本業務公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり企画提案書（様式第２号）を提出すること。

1. **記載上の留意点**

ア　様式規格はＡ４規格・縦とし、審査に支障をきたすような膨大な資料は慎み、提案を明確に伝えることができる適切な量にまとめること。

イ　Ａ３規格の折り込みは、可とする。

ウ　図、絵、写真等の使用は、可とする。

エ　他自治体での業務の受託実績には、受託業務内容（具体的な業務名）を確認できる契約書、仕様書（一部分可）等の写しを添付すること。

**（２）提出期限等**

　　　ア　提出期限　令和７年１月３１日（金）午後５時（必着）

　　　イ　提出場所　８の事務局

　　　ウ　提出部数　９部（１部を正本とし、副本８部は複写で可とする。）

　　　　　　　　　　また、併せて提出書類データを記録媒体（ＣＤ－ＲＯＭあるいは

ＤＶＤ－ＲＯＭ）に格納し提出すること。

　　　エ　提出方法　６の（３）のエに同じ。

**８　事務局**

鳥取市福祉部　長寿社会課鳥取市中央包括支援センター（鳥取市役所本庁舎１階）

所在地　〒680-8571　鳥取県鳥取市幸町７１番地

電　話　０８５７－２０－３４５７（直通）

ＦＡＸ　０８５７－２０－３９０６

E-mail　chuohokatsu@city.tottori.lg.jp

**９　企画提案のプレゼンテーション**

参加資格要件を満たす者（以下「提案者」という。）について、次のとおり企画提案書

に係るプレゼンテーションを実施する。

**（１）実施日時等**

提案者に別途通知する。

**（２）****留意事項**

ア　プロジェクター、スクリーン及びホワイトボードは本市が用意する。その他の物品等は提案者が用意すること。

イ　プレゼンテーションは企画提案書の内容に沿って行うものとし、事前に提出された企画提案書以外の追加資料等を配布することは禁止とする。

ウ　プレゼンテーションへの参加人数は、３名までとする。

エ　プレゼンテーションは個別に行うこととし、非公開とする。

オ　関連情報を入手するための照会窓口は、８の担当部局とする。

カ　提案書の作成、応募等に要する費用は提案者の負担とする。

キ　提出された書類は返却しない。

ク　提出された書類は、今回の選考以外で使用しない。ただし、鳥取市情報公開条例（平成１１年鳥取市条例第１号）に基づく情報公開の請求があった場合には、原則として公開の対象となる。

**１０　その他**

　　　その他詳細は、実施要領による。